4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出方法　電子入札の場合は、電子調達システムによる。紙入札の場合は、下記４⑸に示す場所及び日時に提出する。電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。
⑵　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒100―8952 東京都千代田区霞が関１―２―１　林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班　電話03―6744―2496
⑶　入札説明書の交付方法　上記交付場所のほか林野庁のウェブサイト、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101）において無料にて交付する。郵送又はメールによる交付を希望する場合は、上記交付場所まで電話で問い合わせること。
⑷　入札説明会　令和６年２月26日午後２時（会場は調整中のため上記４⑵に問い合わせること。）
⑸　入札書等の提出期限及び提出場所　令和６年３月22日午後５時（ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限については、令和６年３月21日午後５時とする。）
〒100―8952 東京都千代田区霞が関１―２―１　林野庁林政部林政課会計経理第１班支出負担行為第１係（電子入札による場合は、電子調達システムにより提出する。）
⑹　開札の日時及び場所　令和６年４月３日午後２時　林野庁入札室（農林水産省７階　ドア№本766）
5　再度入札
開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。
ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。
6　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を入札説明書に示した受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札心得第５条の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で支出負担行為担当官が入札説明書で説明する、性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加に必要な証明書類の提出場所、提出期限ほか、詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AOYAMA Toyohisa, Director General of Forestry Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Design and Development Work related to the Establishment of a Legality Confirmation System for Distributed Wood, 1 set
⑷　Fulfillment period : 31 March, 2025
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A” in terms of qualification “Provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑥　meet the other qualification requirements by the tender documentation.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M., 22 March, 2024 (tenders submitted by mail 5 : 00 P.M., 21 March, 2024)
⑻　Contact point for notice : Wood Utilization Division, Forest Policy Planning Department, Forestry Agency, 1―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8952 Japan. TEL 03―6744―2496

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本案件に係る落札及び契約締結は、当該案件に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。
令和６年２月１日
分任支出負担行為担当官
山形森林管理署最上支署長　成田　　敏
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　06
1　業務の概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　銅山川地区地すべり機構調査業務
⑶　業務場所　山形県最上郡大蔵村大字南山地内
⑷　業務内容　地すべり機構調査一式
⑸　履行期限　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで
⑹　本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
⑺　本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
⑻　本業務は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から山形森林管理署最上支署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する対象業務である。
⑼　本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。